

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ユウゲンガイシャ ヒグチコウギョウ 有限会社 樋口工業  
 住所 東大阪市東豊浦町5番9号  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ヒグチ マサヒロ 代表取締役 樋口 雅洋  
 電話番号 072-982-2337  
 FAX番号 072-985-2475  
 メールアドレス higuchi8032@yahoo.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	し	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 樋口工業  
住 所 東大阪市東豊浦町5番9号  
代表者氏名 代表取締役 樋口 雅洋

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャ ヒグチコウギョウ 有限会社 樋口工業		
住 所	東大阪市東豊浦町5番9号		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ヒグチ マサヒロ 代表取締役 樋口 雅洋		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者変更	樋口 良和	樋口 雅洋	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

有限会社 樋口工業

住 所

東大阪市東豊浦町5番9号

代表者氏名

代表取締役 樋口 雅洋

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市東豊浦町5番9号  
有限会社樋口工業

会社法人等番号	1220-02-004083	
商号	<u>丸一産業有限会社</u>	
	*有限会社樋口工業	昭和41年 3月19日変更
本店	<u>大阪府枚岡市東豊浦町5番9号</u>	
	大阪府東大阪市東豊浦町5番9号	昭和42年 2月 1日変更
公告をする方法	官報に掲載してする	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
会社成立の年月日	昭和40年4月1日	
目的	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 消防施設工事業 4. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	3000株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 3000株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	



大阪府東大阪市東豊浦町 5 番 9 号  
有限会社樋口工業

	平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記	
役員に関する事項	大阪府枚岡市東豊浦町 5 番 9 号 取締役 樋口良和	
	大阪府八尾市福万寺町一丁目 48 番地 取締役 橋本陽子	平成 8 年 3 月 12 日就任
	大阪府東大阪市東豊浦町 5 番 9 号 取締役 樋口雅洋	平成 12 年 4 月 1 日就任
	代表取締役 樋口雅洋	平成 12 年 4 月 1 日就任
	大阪市西成区玉出新町通二丁目 42 番地 監査役 湯川博夫	
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第 15 号附則第 3 項の規定により 平成 16 年 3 月 8 日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 6 年 3 月 6 日

大阪法務局東大阪支局  
登記官

岡本基治



\*\*\*\*\*  
\*  
\* 定 款 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

有限会社 樋口工業

# 定 款

## 第1章 総 則

- 第 1条 当社は有限会社樋口工業と称する。
- 第 2条 当社は下記の業務を営むことを目的とする。
1. 管工事業
  2. 土木工事業
  3. 消防施設工事業
  4. 前各号に附帯関連する一切の業務
- 第 3条 当社の資本の総額は金3,000,000円とする。
- 第 4条 当社の本店を東大阪市東豊浦町5番9号に置く。

## 第2章 社員及出資

- 第 5条 当社の資本はこれを3000口に分ち出資一口の金額は1,000円とする。
- 第 6条 社員の氏名住所並びに出資口数は下記の通りとする。

大阪府東大阪市東豊浦町5番9号

出資口数 3000口 樋 口 良 和

### 第3章 役員

- 第7条 当会社が取締役2名以上を置き必要があれば監査役1名を置くことができる。
- 第8条 当会社は取締役会の決議で社長取締役2名を選任する。  
代表取締役のうち1名を社長とし、社長は会社を代表し社務一切を総括し、社員総会及び取締役会の議長となる。  
社長に事故ある時は他の取締役がこれに代る。
- 第9条 役員報酬は社員総会の決議により定める。

### 第4章 社員総会

- 第10条 当会社の社員総会は毎決算期後3ヶ月以内に招集し臨時総会は随時必要ある時招集する。
- 第11条 社員総会は法令に別段の定めある場合を除き本店所在地に於いて招集する。
- 第12条 総会の議決権は出資1口につき1個として決議は出席社員の議決権の過半数を以って決する。
- 第13条 社員は代理人を以って議決権を行使することが出来る。



第14条 社員総会の議事の経過の要領及びその結果についてはこれを議事録に記載し議長及び出席した取締役がこれに署名して会社に保存するものとする。

## 第5章 計 算

第15条 当会社の営業年度は毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第16条 当会社の損益計算はその営業年度の総益金と総損金とを対照しその差額を当期利益金又は当期損失金とする。

第17条 毎営業年度の損益金に前期繰越損益金を加減したものを次の通り処分する。

- |          |       |
|----------|-------|
| 1. 利益準備金 | 法定額以上 |
| 1. 別途積立金 | 若干    |
| 1. 税金引当金 | 若干    |
| 1. 役員賞与金 | 若干    |
| 1. 社員配当金 | 若干    |
| 1. 後期繰越金 | 若干    |

この処分は社員総会の決議を以って変更することが出来る。

- 第18条 前条の社員配当金は毎決算期末現在の社員にその出資口数に応じて配当する。
- 第19条 当会社の社員は何時でも会社の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を請求出来るものとする。
- 第20条 この定款に規程のない事項はすべて有限会社法その他の法令によるものとする。

以 上

この写しは、定款の原本と相違ないことを証明します。

令和6年3月6日

有限会社 樋口工業  
代表取締役 樋口 雅洋

